

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和6年度 5月度)

- 1 日 時 令和6年5月1日(水)
開会：午後3時00分
閉会：午後3時40分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階301会議室
- 3 出席委員 12名
1番 三島 幸浩 2番 両國 明美 3番 上野 和枝
4番 栗山 敬行 5番 平井 清一 6番 田中 昭一
7番 池田 貢 8番 宮木 克幸 9番 川上 三郎
10番 吉田 純夫 13番 山本 善榮 15番 向 悟司
- 4 欠席委員 3名
11番 森 久志 12番 高木 良治 14番 浮橋 勉
- 5 議 題 第1号議題 農用地利用集積計画について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
- 6 職務のため出席した事務局等職員 4名
局長 谷口 義洋 主査 川上 一弘 事務員 川田 安広
事務員 松村 涼子
市長部局から
農林畜産課 課長補佐 山下 弥奈江

7 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和6年度5月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、農業委員会憲章の朗読を吉田委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農用地利用集積計画について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
であります。

□議長(会長) 本日は、森委員、高木委員、浮橋委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中12名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、平井委員、池田委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農用地利用集積計画につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)
第1号議題 『農用地利用集積計画について』につきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対設定分と中間管理事業分の利用

集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——筆、設定面積—— m^2 を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題『農用地利用集積計画について』につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題『農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について』につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題『農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件について』につきまして、ご説明いたします。農地を農地として利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となり、それが「3条許可」であります。なお、令和5年4月1日から面積要件となっていた5反要件が廃止されております。

今回の申請件数は1件です。

氷見市**——番、外2筆の3筆で、申請面積は、3筆合わせて—— m^2 、地目は登記が田、現況が畑です。

譲渡人 氷見市**——番（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番（氏名**）へ

譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

参考までに、譲受人の経営面積は、—— m^2 で、今回の申請農地—— m^2

を取得すると、合計——㎡となります。

譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

譲受人は、年間210日程度、農作業に従事しております。

申請地は耕作されていない状況で、この度、譲受人から譲渡人へ働きかけて、現在、保全管理のみ行っている農地を、野菜の栽培を行うための畑として利用するため、無償譲渡することで合意が成立したものです。

以上の1件であります。

引き続き許可基準について、説明させていただきます。

今回の案件は、1番の全部効率利用、2番の常時従事、これは原則年間150日以上農業従事日数になります、3番の地域調和など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題、『農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について』意見を付する件、4件につきまして説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

今回の案件は、4件あり、番号1番と3番が第4条申請、番号2番と4番が第5条申請となっております。

番号1番、地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地 （社名**）

譲渡人は、氷見市**——番地（氏名**）

申請地は、氷見市**——番 申請書において地目は登記、現況ともに畑、
現地は耕作されていない状況です。

申請面積は—— m^2 、転用目的が——です。

農地区分は第1種農地です。

番号2番、地区は——です。

申請人は、氷見市**——番地（氏名**）

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、
現地は住居敷地として利用されている状況です。

申請面積は—— m^2 、転用目的が住居敷地です。

農地区分は第1種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

番号3番、地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地（氏名**）

譲渡人は、氷見市**——番地（氏名**）

申請地は、氷見市**——番、申請書において、登記が田、現況が田、現
地は住宅敷地として利用されている状況です。

申請面積は—— m^2 、転用目的が一般住宅用地（敷地の拡張）です。

農地区分は第1種農地です。

番号4番、地区は——です。

申請人は、氷見市**——番地（氏名**）

氷見市**——番、——番です。申請書において、登記が田、現況が畑、
現地は住宅敷地として利用されている状況です。

申請面積は—— m^2 、転用目的が住宅敷地です。

農地区分は第1種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

番号1番の許可基準につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の
農地の区域内にある農地のため第1種農地であり原則不許可ですが、第1種
農地の許可基準「既存施設の拡張」（既存施設の敷地面積の2分の1を超え

ない拡張)の運用にて例外許可となります。

番号2番、3番、4番の許可基準につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため第1種農地であり原則不許可ですが、第1種農地の許可基準「集落接続」の運用にて例外許可となります。

では、今回付された案件4件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長(会長) 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員の代読で、事務局から報告を受けます。

(事務局) 先般4月19日、わたしと地区推進委員および事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件4件については、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地のある案件2番、3番、4番には隣接農地耕作者からの承諾が得られており、4件すべてに「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件2番、3番、4番は、違反転用の案件ではありますが、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長(会長) 事務局の説明と**委員の代読で、現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

(**委員) 従前の総会の説明資料では、「現況地目」欄には現地調査の結果の地目が記載してあったので、従前どおりの記載に改めたらどうか。

(事務局) 今回の資料では、単に台帳上の現況地目を記載していました。
次回より従前どおりの記載に改めます。

(**委員) 無断転用で、すでに農地に住宅が建っている場合、始末書さえ出せば、転用は可能ですか。

(事務局) 実際に50年以上経過している住宅で、今更、田に戻してくださいとは言えないので、始末書をいただいて転用の手続きを行っています。

(**委員) 固定資産税はどうなっているか。

(事務局) 固定資産税は税務課の調査員が実際の現場をみて、現況で課税していますので、田のままではありません。法務局の場合は、基本、本人の申請により地目変更されますので、税務課の課税地目と違う場合があります。

(**委員) 50年以上前の住宅の中には、今のようにきちんと現地が確認されていない場合があるので、リフォーム等しようとした際に、建築主が土地の調査をしたときに、初めて底地の一部が農地であるとわかるといったケースが大半であろうと思います。

(**委員) その家の方も、代替わりして、昔と比べ住民の繋がりが疎遠になり、土地などのいろんな経緯もわからなくなっている。

(**委員) 国土調査等の事業が入って初めて土地の境界や所有の問題が浮き彫りになるということもありました。

□議長(会長) 他に無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題『農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件』につきまして、原案のとおり許可相当の意見を付して進達することとします。

以上で本日の案件は、全て終了しました。

これで、氷見市農業委員会5月度定例総会を終了します。

その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年5月1日

議 長

署名委員

署名委員